

「夢洲第2期区域マスタープランの策定に向けた民間提案募集」に関する質問書に対する回答（第1回） 【その1】

No.	資料名	質問事項	頁	記号1	記号2	記号3	質問内容	回答
1	要項	「複数応募の禁止」について	12	Ⅱ	3		当社は応募グループ(A)の構成企業として応募したいと考えています。別の応募グループ(B)に当社が100%出資する関係会社が構成企業となって応募した場合、複数応募の禁止に抵触しますか？	複数応募の禁止に抵触しません。
2	要項	本提案募集の進め方について	10	I	3		優秀提案が多いほどマスタープラン策定が難しくなると思いますが、何社程度の選定を想定されていますか？	優秀提案の決定数は想定していません。
3	要項	2次募集の優遇措置について	17	Ⅲ	Ⅲ-11		1次で構成員として登録した企業が2次で代表企業として応募する場合、1次で同じグループの代表企業が2次で同じグループの構成員に変更することは可能でしょうか？（1次と2次で、代表企業と構成員の入替え可否）	可能です。 ただし、2次募集において優遇措置を求める場合、1次募集で構成員として登録した企業も「代表企業に求める要件」を有している必要があります。 ※2次募集に関する内容は、1次募集での提案内容等を踏まえて変更する可能性があります。
4	要項	守秘義務対象資料の貸与について	17	Ⅲ	Ⅲ-12		守秘義務対象資料の貸与は、項目毎ではなく、対象資料一式を貸与して頂けるという認識でよろしいでしょうか？ また、貸与開始時期及び配布方法（窓口訪問、書面郵送、電子メール等）をご教示頂きたいです。	守秘義務対象資料は一式で貸与する予定です。 貸与開始時期は参加登録結果通知書を送付後、電子メールにより送付します。
5	要項	2次募集の優遇措置について	17	Ⅲ	Ⅲ-11		4つの場合が明記されていますが、いずれかに該当すれば優遇されるとの理解で宜しいですか。 また、それぞれの場合によって優遇（加点など）に優劣があるのでしょうか？	いずれかに該当すれば、優遇されます。 また、4つの場合に優劣はありません。
6	別添	様式C-1の資料枚数について		B-2	C-1		様式B-2に記載の様式C-1作成の留意事項では『10枚以内』とあり、様式C-1下部の注意書きでは『10枚程度』となっています。 10枚以内が優先されるという認識でよろしいでしょうか？	様式C-1は合計10枚以内としてください。 様式を修正しましたのでご確認ください。 https://www.pref.osaka.lg.jp/o140030/daitoshimachi/yumesaki/yumeshima2ki-bosyu0920.html
7	要項	参加資格要件	12	Ⅱ	Ⅱ-2	(1)	「参加資格判定の基準日は、申込みに必要な書類の提出日とします」とありますが、この「申込みに必要な書類の提出日」とは、参加資格審査申請書の提出日、という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	要項	複数応募	12	Ⅱ	Ⅱ-3		代表企業及びグループ構成員は、別の提案に関与することはできないに関する質問です。P16、P17の2次募集における優遇措置においてグループ構成員の変更はできると書かれていますが、1次募集に参加した別のグループ構成員への変更はできないということでしょうか。	1次募集に参加したグループの構成員が2次募集において、別のグループの構成員へ変更することは可能です。

「夢洲第2期区域マスタープランの策定に向けた民間提案募集」に関する質問書に対する回答（第1回） 【その1】

9	要項	複数応募	12	II	II-3	<p>代表企業及びグループ構成員は、別の提案に関与することはできないに関する質問です。</p> <p>「協力者」または、「第二次被開示者のうち、代表企業及び応募グループの構成員が業務を委託する協力者」であれば、別の提案に関与できるという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また、応募グループの構成員が他のグループの協力者になることは可能でしょうか。</p>	<p>「協力者」または、「第二次被開示者のうち、代表企業及び応募グループの構成員が業務を委託する協力者」であれば、別の提案に関与することができます。</p> <p>なお、応募グループの構成員が他のグループの協力者となることはできません。</p>
10	要項	参加資格審査申請書類の提出	13	III	III-3	<p>参加資格審査申請書類の提出後、構成員の追加・削除は可能でしょうか</p>	<p>参加資格審査申請書類の提出後、構成員を変更する場合、参加資格審査(変更)申請書を提出をしていただくこととしました。募集要項の修正及び様式を追加しましたのでご確認ください。</p> <p>https://www.pref.osaka.lg.jp/o140030/daitoshimachi/yumesaki/yumeshima2ki-bosyu0920.html</p>
11	要項	参加資格審査申請書類の提出	13	III	III-3	<p>参加資格審査申請書類の期間内（10月15日まで）であれば、資格審査結果通知後に代表者と構成員を変更することは可能でしょうか。</p>	<p>代表者の変更は認められません。変更する場合は、辞退届を提出の上、再度、参加資格審査申請書類を提出してください。</p> <p>構成員を変更する場合は、参加資格審査（変更）申請書を提出していただくこととしました。募集要項の修正及び様式を追加しましたのでご確認ください。</p> <p>https://www.pref.osaka.lg.jp/o140030/daitoshimachi/yumesaki/yumeshima2ki-bosyu0920.html</p>
12	要項	提出書類について	15	III	III-8 (2)	<p>提案書⑤公表用は別添資料では提案書④と記載がありますが、提案書④を正としてよろしいでしょうか。</p>	<p>正しくは提案書④です。</p> <p>様式を修正しましたのでご確認ください。</p> <p>https://www.pref.osaka.lg.jp/o140030/daitoshimachi/yumesaki/yumeshima2ki-bosyu0920.html</p>

「夢洲第2期区域マスタープランの策定に向けた民間提案募集」に関する質問書に対する回答（第1回） 【その1】

13	要項	2次募集における優遇措置について	16	Ⅲ	Ⅲ-11	<p>優秀提案者が、構成は変更せずに、代表企業を他の構成員に変更して応募する場合、優遇措置は受けることができるでしょうか。</p> <p>また、2次募集から新たに加わった構成員に代表企業を変更して応募する場合、優遇措置は受けることができるでしょうか。</p>	<p>優秀提案者が2次募集において、グループの代表企業を他の構成員に変更して応募する場合、新たな代表企業が1次募集において、「代表企業に求める要件」を満たしていれば、優遇措置を受けることができます。</p> <p>2次募集から新たに加わった構成員が代表企業を努める場合は、優遇措置を受けることはできません。</p> <p>※2次募集に関する内容は、1次募集での提案内容等を踏まえて変更する可能性があります。</p>
14	要項	応募及び提案の辞退	18	Ⅲ	Ⅲ-14 (1)	<p>構成員削除の場合、辞退届は必要でしょうか。また参加審査書類提出後から必要でしょうか。提案書提出後から必要でしょうか。</p>	<p>構成員を変更する場合、参加資格審査（変更）申請書を提出していただくこととしました。</p> <p>構成員を変更する場合は速やかに参加資格審査（変更）申請書を提出してください。募集要項の修正及び様式を追加しましたのでご確認ください。</p> <p>また、削除する構成員に対して守秘義務対象資料を貸与している場合は破棄義務の遵守に関する報告書と併せて提出してください。</p> <p>https://www.pref.osaka.lg.jp/o140030/daitoshimachi/yumesaki/yumeshima2ki-bosyu0920.html</p>
15	要項	応募等の無効に関する事項	18	Ⅲ	Ⅲ-14 (2)	<p>「②参加資格審査結果の通知後、参加資格がないことが判明した者による応募等」に該当する場合は無効扱いとなると記載がありますが、「通知後」とはいつまでの期間を設定しているのでしょうか。</p> <p>A)提案書提出まで B)優秀提案者に通知がなされるまで C)優秀提案者決定以降2次募集の参加申込み完了まで D)2次募集による事業者決定まで</p>	<p>2次募集による事業者決定までを想定していますが、それ以降については、状況を踏まえて判断します。</p> <p>※2次募集に関する内容は、1次募集での提案内容等を踏まえて変更する可能性があります。</p>
16	要項	応募等の無効に関する事項	18	Ⅲ	Ⅲ-14 (2)	<p>「②参加資格審査結果の通知後、参加資格がないことが判明した者による応募等」に該当する場合は無効扱いとなると記載がありますが、「参加資格がないことが判明」とは、参加資格審査時点で参加資格を満たしていなかった場合を指し、資格審査結果通知後に参加資格を満たさなくなった場合は無効にはならない、という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

「夢洲第2期区域マスタープランの策定に向けた民間提案募集」に関する質問書に対する回答（第1回） 【その1】

17	要項	応募等の無効に関する事項	18	Ⅲ	Ⅲ-14	(3)	<p>「②参加資格審査結果の通知後、参加資格がないことが判明した者による応募等」に該当する場合は無効扱いとなると記載がありますが、グループの一部構成員に参加資格がないとみなされた場合に、そのグループの応募は無効扱いと判断されるのでしょうか。またその場合に、該当する構成員をグループから外すことでそのグループの応募内容は無効扱いとはならない、という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>グループの一部構成員に参加資格がないと判断した場合、そのグループの応募は無効となります。</p> <p>また、参加資格審査申請書類の受付期間内に参加資格審査（変更）申請書※が提出され、参加資格があると判断した場合、そのグループの応募は無効扱いとはなりません。</p> <p>※構成員を変更する場合、参加資格審査（変更）申請書を提出していただくこととしました。募集要項の修正及び様式を追加しましたのでご確認ください。 https://www.pref.osaka.lg.jp/o140030/daitoshimachi/yumesaki/yumeshima2ki-bosyu0920.html</p>
18	要項	提出物の変更禁止	18	Ⅲ	Ⅲ-14	(2)	<p>提出物の差し替えとして、構成員の追加・削除は可能でしょうか。可能な場合、参加資格審査申請書類は、追加提出となるか、あるいは改めての再申請のいずれとなるでしょうか。</p>	<p>参加資格審査申請書類の受付期間内に参加資格審査の変更申請※を行えば、構成員の変更は可能です。</p> <p>※構成員を変更する場合、参加資格審査（変更）申請書を提出していただくこととしました。募集要項の修正及び様式を追加しましたのでご確認ください。</p> <p>https://www.pref.osaka.lg.jp/o140030/daitoshimachi/yumesaki/yumeshima2ki-bosyu0920.html</p>
19	別添	参加資格審査申請書類一覧表		A-2 A-3			<p>「応募者の代表企業及び構成員一覧表」の必要部数について、「構成員毎に1部ずつ」、とありますが、構成員一覧として同表に記載する場合、「グループで1部」で問題ないでしょうか。</p>	<p>正しくは様式A-3の提出部数は1部です。</p> <p>様式を修正しましたのでご確認ください。</p> <p>https://www.pref.osaka.lg.jp/o140030/daitoshimachi/yumesaki/yumeshima2ki-bosyu0920.html</p>
20	別添	参加資格審査申請書類一覧表		A-3 A-4			<p>グループで応募する場合に構成員が提出必要な書類のうち、「A-3応募者の代表企業及び構成員一覧表」、「A-4委任状（代表企業）」について、構成員の押印不要の認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>様式A-4委任状（代表企業）について構成員の押印は不要です。</p>
21	別添	様式の提出部数について		A-9			<p>様式A-2によると、様式A-9の部数は「応募者毎に1部ずつ」とありますが、要項の応募者の定義から、「構成員毎に1部ずつ」という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>正しくは様式A-9の提出部数は構成員毎に1部ずつです。</p> <p>様式を修正しましたのでご確認ください。</p> <p>https://www.pref.osaka.lg.jp/o140030/daitoshimachi/yumesaki/yumeshima2ki-bosyu0920.html</p>

「夢洲第2期区域マスタープランの策定に向けた民間提案募集」に関する質問書に対する回答（第1回） 【その1】

22	別添	都市開発事業等の業務実績について		A-11	※		グループで応募の場合には、「都市開発事業等の業務実績を有する他のグループ構成員も提出すること」とありますが、提出は必須ではなく、任意としてよろしいでしょうか。	提出は任意とします。 様式を修正しましたのでご確認ください。 https://www.pref.osaka.lg.jp/o140030/daitoshimachi/yumesaki/kakusyusiryoku.html
23	別添	様式のページ数について		C-1			様式B-2によると、様式C-1のページ数は「10枚以内」と記載されています。一方様式C-1には「10枚程度」と記載されています。どちらが正でしょうか。	様式C-1は合計10枚以内としてください。 様式を修正しましたのでご確認ください。 https://www.pref.osaka.lg.jp/o140030/daitoshimachi/yumesaki/yumeshima2ki-bosyu0920.html
24	要項	参加資格要件	12	II	2	(1)	参加要件として「地方税及び国税に係る徴収金（中略）及び消費税、地方消費税を完納し、滞納がないこと」とありますが、納税証明等の提出は不要でしょうか。	不要です。
25	要項	代表企業に求められる要件	12	II	2	(2)	『国内外の過去10年間（平成26年1月1日以降）に完成』という部分について、検査済証の交付日をもって『完成』と扱う理解でよいでしょうか？『完成』と扱う時点をお示しいただけますでしょうか。	都市開発事業等の事業に係る関係法令による検査済証の交付日をもって完成と扱います。
26	要項	代表企業に求められる要件	12	II	2	(2)	『「大規模な」とは概ね1ヘクタール以上の事業を指します』という部分について、事業の供する建物の法定延床面積が1ヘクタール以上という理解でよいでしょうか？『1ヘクタール以上』の対象となる面積をお示しいただけますでしょうか。	都市開発事業等の事業の区域面積又は建築物の敷地面積が概ね1ヘクタール以上とします。
27	要項	参加資格の審査結果の通知後の構成員の変更について	14	III	4		参加資格の審査結果の通知を受けた後、応募グループを構成するグループの構成員の追加または脱退はそれぞれ可能でしょうか。 また、参加資格の審査結果の通知を受けた後、応募グループの代表企業の変更は可能でしょうか。	参加資格審査申請書類の受付期間内に参加資格審査の変更申請※を行えば、構成員の変更は可能です。 ※構成員を変更する場合、参加資格審査（変更）申請書を提出していただくこととしました。募集要項の修正及び様式を追加しましたのでご確認ください。 https://www.pref.osaka.lg.jp/o140030/daitoshimachi/yumesaki/yumeshima2ki-bosyu0920.html
28	要項	提案者名の公表の有無について	15	III	8	(2)	優秀提案（最優秀案を含む）の決定結果等については、（中略）優秀提案者の名称（応募グループの場合は、応募グループの構成員の名称）をホームページで公開する予定」とありますが、いつ頃公開される予定でしょうか。 また、申請時、提出時には公表されることはなく、優秀提案に選定された場合のみ公表されるという理解でよいでしょうか。加えて優秀提案に選定された場合において、名称の公表をしないよう求めることは可能でしょうか。	優秀提案者の公表は12月下旬を予定しています。 また、優秀提案者に決定した場合のみ公表となります。 優秀提案者名は要項記載のとおり公表する予定としていますが、これによりがたい場合は非公表を可とする場合もあります。

「夢洲第2期区域マスタープランの策定に向けた民間提案募集」に関する質問書に対する回答（第1回） 【その1】

29	要項	二次募集における優遇措置の詳細について	17	Ⅲ	11	優秀提案者（最優秀提案者を含む。）に決定したグループの構成員のうち「代表企業に求める要件」を満たす企業が単独またはグループの代表企業として二次募集に応募する場合、1次募集において同一グループで提案した企業が、2次募集において単独または別グループにおいて提案を行い、優遇措置を受ける場合、両構成員(あるいはそれを含むグループ)は同一の優遇措置を受けるのでしょうか。	両構成員（あるいはそれを含むグループ）は同一の優遇措置を受けることができます。 ※ 2次募集に関する内容は、1次募集での提案内容等を踏まえて変更する可能性があります。
30	要項	二次募集における優遇措置の詳細について	17	Ⅲ	11	優秀提案者（最優秀提案者を含む。）に決定したグループの構成員のうち「代表企業に求める要件」を満たす企業が単独またはグループの代表企業として二次募集に応募する場合、1次募集において提案をしなかった企業や優秀提案者に選ばれなかった企業と同一のグループで2次募集において提案を行う場合、優遇措置を受けることは可能となるのでしょうか。	可能です。 ※ 2次募集に関する内容は、1次募集での提案内容等を踏まえて変更する可能性があります。
31	別添	守秘義務対象資料の開示について (様式A-6)		A-6		守秘義務対象資料の開示に関する誓約書（A-6）は、参加資格審査申請書類提出時に提出することとなっていますが、参加資格審査申請に先行して守秘義務資料の開示に関する誓約書を提出することで、早期に資料を開示頂くことはできないでしょうか。	参加資格審査申請に先行して、守秘義務対象資料の貸与は行いません。 守秘義務対象資料は参加登録結果通知書の送付後、メールにて送付します。
32	別添	様式A-2および様式A-7		A-7		第二次被開示者の名称等届出書について、守秘義務対象資料の受領より後に提出することはできないのでしょうか？ 守秘義務対象資料の内容踏まえ、第二次被開示者の選定とその役割の決定ができればと考えました。もし守秘義務対象資料の受領より後に提出することが認められる場合は、期限設定もご教示願います。	守秘義務対象資料を第二次被開示者に開示する場合は、必ず事前に第二次被開示者の名称等届出書及び必要書類を提出してください。
33	別添	様式A-4について		A-4		受任者（代表企業）の記入欄のみにだけ「印」の記載があり、委任者（構成員）の欄には「印」の記載がないが、委任者（構成員）は押印不要という理解でよいでしょうか？	様式A-4委任状（代表企業）について構成員の押印は不要です。
34	別添	様式A-6について		A-6		グループで応募する場合、守秘義務対象資料の開示に関する誓約書は応募グループ代表企業のみ提出とし、構成員各社の誓約書の提出は不要でしょうか。	様式A-6守秘義務対象資料の開示に関する誓約書は応募企業又は応募グループの代表企業のみ提出とします。 なお、要項Ⅲ-12記載のとおり、第二次被開示者に対して、「守秘義務対象資料の開示に関する誓約書」と同等の守秘義務の履行を第二次被開示者に誓約させ、「第二次被開示者の名称等届出書」の提出時に当該書面の写しを併せて提出してください。 (第二次被開示者の誓約書の様式は定めておりません。様式A-6を準用していただいても構いません。)

「夢洲第2期区域マスタープランの策定に向けた民間提案募集」に関する質問書に対する回答（第1回） 【その1】

35	別添	様式A-8について	A-8	参加資格審査後に、守秘義務対象資料を受領できると理解しています。参加資格審査申請の時点で、「破棄義務の遵守に関する報告書」を提出する必要があるのでしょうか。	様式A-8破棄義務の遵守に関する報告書は参加資格申請時には必要ありません。守秘義務対象資料を破棄した際に提出をお願いします。 ※様式を修正しましたのでご確認ください。 https://www.pref.osaka.lg.jp/o140030/daitoshimachi/yumesaki/yumeshima2ki-bosyu0920.html
36	別添	様式A-9について	A-9	「両面印刷」とありますが、片面の間違いでしょうか。また、応募者毎に1部ずつとは、構成員枚に1部ずつ提出する必要があるのでしょうか。	正しくは様式A-9の印刷方法は片面印刷で、部数は構成員毎に1部ずつです。様式を修正しましたのでご確認ください。 https://www.pref.osaka.lg.jp/o140030/daitoshimachi/yumesaki/yumeshima2ki-bosyu0920.html
37	別添	様式A-11について	A-11	都市開発事業等の業務実績について、事業主代行者として不動産開発業務などを行っている実績についても認められると理解してよいでしょうか。	募集要項Ⅱ-2（2）記載の「事業者」の要件については、大規模なリゾート開発事業、都市再開発事業等の主体となる企業・団体であることを求めています。また、設計実績や施工実績は開発実績として認めないこととしています。ご質問の「事業主代行者」が上記条件に合致することを説明する資料を添付ください。
38	別添	様式A-11について	A-11	「事業実施時期」とは、具体的にどういった始期と終期をご想定されているか、ご教示頂いてもよろしいでしょうか。例えば、始期：土地購入や（自社敷地の場合）解体着手 終期：検査済証の発行 等。	始期：原則建築物等の工事着工日とします 終期：都市開発事業等の事業に関わる関係法令等の検査済証の交付日とします
39	別添	様式A-11について	A-11	「事業（関与）時期」とは、具体的にどういった始期と終期をご想定されているか、ご教示頂いてもよろしいでしょうか。例えば、始期：土地建物等の購入 終期：土地建物等の売却 等。	基本的には事業実施期間としますが、それによらない場合は当該都市開発事業への関与期間を記載ください。